

持分プーリング法廃止後の企業結合会計基準に おける論点（１）

金 田 堅 太 郎

目 次

- I はじめに
- II 企業結合会計に対する基本的な考え方
- III 全部のれんの計上
- IV 等価交換ではない企業結合の会計処理
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) オーバー・ペイメントおよびバーゲン・パーチェスの会計処理
- V その他の会計処理等
 - (1) パーチェス法から取得法への名称変更
 - (2) 企業結合関連コストの費用処理
 - (3) 被取得企業が有する偶発事象の認識
 - (4) 全面時価評価法への一本化
 - (5) 段階取得に係る会計処理
 - (6) 研究開発関連の資産および負債の認識
- VI おわりに

I は じ め に

企業結合会計基準をめぐる国際的な議論は、パーチェス法と持分プーリング法という2つの会計処理方法を許容することに伴って生じる情報の有用性または比較可能性の問題の解決を軸に展開されてきた。しかし、この問題は、2001年6月にFASB基準[FASB(2001a), par.13]が、2004年3月にIASB基準[IASB(2004a), par.14]が持分プーリング法を廃止¹したことによって、少なくとも国

実際の会計基準においてはすでに解決が図られたとあってよい状況にある²。また、研究レベルにおいても、パーチェス法の優位性を強調する研究または持分プーリング法適用のメリットが決して大きくはないことを実証する研究が持分プーリング法廃止の前後に相次いで公表される³など、持分プーリング法の廃止はおおむね支持されているとあってよいものと思われる。

かくして持分プーリング法が廃止され、企業結合会計基準をめぐる議論は一応の完結をみたものと思われたが、その後も議論は引き続き行われてきた。FASBとIASBが共同プロジェクトとして進めてきた「企業結合プロジェクト・フェーズ2」がそれである。フェーズ2の成果は、すでにSFAS141およびIFRS3を改訂するための公開草案として2005年6月に公表されている [FASB (2005)] [IASB (2005)]。

FASBによれば、フェーズ2の主たる目的は、パーチェス法から名称を改めた「取得法 (Acquisition Method)」を適用するための指針 (Guidance) を整備することにあるという [FASB (2005), pars.B8-B12]。しかし、公開草案の内容は適用指針というレベルのものではなく、後述するように企業結合会計の考え方を根本的に変更するような大幅な改正点を含んでいるように思われる。また、当該公開草案およびその確定基準の公表をもって企業結合会計基準をめぐる議論は終了するわけではなく、後述するように今後の議論もすでに予定されている [FASB・IASB (2006a)]。

結論からいえば、企業結合会計基準をめぐる国際的な議論は、廃止された持分プーリング法はいうに及ばず、現行のパーチェス法とも根本的に異なる処理基準を設定する方向で進められている。かかる状況を考え合わせると、仮にわが国の企業結合会計基準が、かつてアメリカでみられたような持分プーリング法の濫用 [Johnson=Yokley (1997), pp.3-4] という事態を回避することに成功し、パーチェス法を主たる会計処理方法とすることに成功したとしても、今度はそのパー

チェス法が国際基準とかけ離れたものになっているという、どこか後追いの状況を招きかねないように思われる。しかもそれが単に認められる会計処理方法の相違という次元ではなく、考え方の根本的な相違という次元で起こりかねない状況にある。

もちろんわが国の基準には独自の考え方があるのであり、FASB 基準や IASB 基準に追随しなければならない必然性はないが、今後わが国において企業結合会計基準に関する議論を進めていくうえで、かかる国際的な議論をふまえておくことは必要不可欠である。そこで、本稿では、企業結合会計基準をめぐる国際的な議論における論点を明らかにするための第一段階として、フェーズ 2 公開草案の内容とそこでの論点を整理することにしたい。

II 企業結合会計に対する基本的な考え方

フェーズ 2 公開草案が示した改正点にはさまざまなものがあるが、そのほとんどは、企業結合会計の考え方を「被取得企業に対する取得原価評価」から「被取得企業全体の公正価値評価」へと変更したことに伴うものであると思われる。かかる考え方の変更は、フェーズ 2 公開草案の目的を示す次の文章に最も端的にあらわれている。すなわち、「本ステートメントのもとでは、すべての企業結合を取得法によって会計処理しなければならない。企業結合とは、取得企業（Acquirer）が一つまたは複数の被取得企業（Acquiree）に対する支配を獲得する取引その他の事象である。取得法のもとでは、取得企業は被取得企業の全体ならびに取得資産および引受負債を取得日における公正価値で認識・測定しなければならない [FASB (2005), par.1]」という文章である⁴。

この文章において決定的に重要な部分は、「被取得企業の全体ならびに取得資産および引受負債を取得日における公正価値で認識・測定しなければならない」

という部分である⁵。被取得企業の全体を公正価値評価するのであるから、被取得企業の純資産（のれんを含む）は、取得企業が支払ったコスト（支払対価）の金額にかかわらず、すべてその公正価値で評価されることになる。また、被取得企業の一部のみを公正価値評価するいわゆる「部分時価評価法」の適用は認められないし、取得企業の持分に相当するのれんだけを認識する現行の「買入のれん説に基づく処理」も認められないことになる。

これに対してSFAS141は、企業結合を交換取引（exchange transaction）であるとみなしており、取得企業がいくらのコスト（支払対価）を支払って被取得企業を取得したのかに力点をおく論理構成をとっている。したがって、被取得企業は取得企業が支払ったコスト（支払対価）の額で評価されるのであり、取得資産および引受負債は、当該コスト（支払対価）の配分額として評価される[FASB (2001a), pars.3-24]。

このように、両者の決定的な相違は、SFAS141が、企業結合をあくまでも交換取引であると捉えて、したがってパーチェス法という名称のもとに取得原価主義に基づく会計処理を規定しているのに対して、フェーズ2公開草案は、取得原価主義に基づく会計処理から離れて、コスト（支払対価）を問題にはせずに、取得法という名称のもとに被取得企業の公正価値（すなわち取得資産および引受負債の公正価値）を認識する会計処理を規定しようとしている点にある。

もっとも、フェーズ2公開草案およびSFAS141におけるかかる考え方の相違は、企業結合が等価交換取引として行われる限り、のれんの計上範囲の違いなどを除き、会計処理方法の違いに直ちに結びつくものではないかもしれない。しかし、フェーズ2公開草案がコスト（支払対価）という考え方を基本的に放棄したことは、今後の議論においてフレームワークレベルでの意義を持つてくるばかりではなく、企業結合が等価交換取引ではない場合には、会計処理方法の違いをもたらすという実質的な意義を持つてくると思われる。

ここで、改めて両者の考え方それぞれの本質を、資産取得の会計処理に置き換えて検討してみたい。ここでは、まず、公正価値300の車両を現金300を支払って購入したケースを考えてみる。このケースでは、いうまでもなく次の仕訳が行われる。

(借) 車両	300	(貸) 現金	300
--------	-----	--------	-----

取得原価主義に基づいてこの仕訳の意義を考えれば、支払対価として現金300を支払ったことを理由に、車両という資産の取得価額を300と決定したことになる。いいかえれば、車両の公正価値が300であることを理由に、取得価額を300と決定したわけではないということである。もっとも、このように等価交換が行われているケースでは、上記仕訳をどちらの考え方に基づいて行おうと結果は同じである。

しかし、等価交換ではない取引においては、いずれの考え方にたつかによって結果が変わってくる。たとえば、上記のケースを一部変更し、支払対価が現金270であったとすると、フェーズ2公開草案のように取得原価主義によらずに、取得資産の公正価値に力点をおいた下記①の仕訳と、SFAS141のように取得原価主義によってコスト（支払対価）に力点をおいた下記②の仕訳の2通りがありうる。

① 取得資産の公正価値に力点をおく会計処理⁶

(借) 車両	300	(貸) 現金	270
		評価差額	30

② コスト（支払対価）に力点をおく会計処理

(借) 車両	270	(貸) 現金	270
--------	-----	--------	-----

企業結合会計の本質をめぐる議論は、突き詰めれば上記2つの仕訳のいずれを採用するのかという点に行き着くものと思われる。この点につき、SFAS141をはじめとする既存の企業結合会計基準は、「個別に取得した資産、グループ単位で一括取得した資産および企業結合によって取得した資産のいずれであるかを問わず、その取得原価は同様の会計原則を適用して決定されなければならない [FASB (2001a), par.20]」として、厳密な取得原価主義にたつ上記②の仕訳を採用してきたといえよう。しかし、フェーズ2公開草案は、上記の①の仕訳を採用する方向にシフトしたのである。

企業結合も含めた資産（純資産）取得はそのほとんどが等価交換であるので、フェーズ2公開草案の提案は、等価交換ではないレア・ケースにのみ関係する瑣末な議論であると考えられる節もあるが、決してそうではない。事実、企業結合においては等価交換ではない取引が少なからず存在する [FASB (2005), par.B168] し、それ以前にコスト（支払対価）の公正価値が明確ではないために等価交換であるか否かを判別できないケースも存在する。とりわけ、取得企業の新株を支払対価として交付するケースなどがそうである⁷。

このように等価交換ではないか、または等価交換であるか否かが判別できない企業結合においては、2つの考え方の違いが重要な意義を持つことになると思われる。以下では、2つの考え方の相違が実際の会計処理の相違となってあらわれるケースを、全部のれんの計上、等価交換ではない企業結合の会計処理およびその他の会計処理等に分けて検討することにしたい。

Ⅲ 全部のれんの計上

「全部のれん」という用語は、少なくとも FASB のフェーズ2公開草案では用いられていない用語である⁸が、プロジェクトの進行過程においてフェーズ2

の議論を象徴する用語として各種資料で用いられてきた。これら資料は、「全部のれん説のもとでは、取得企業は、被取得企業ののれんについて、取得企業による持分割合のみではなくそのすべてを取得日に認識しなければならない」と説明している [IASB (2004b), p.15, FASB・IASB (2006b), p.1]。すなわち、従来のように取得企業の持分に相当するのれんのみを認識するのではなく、非支配株主持分に相当する部分も含めた、被取得企業全体ののれんを認識しなければならないということである。

それでは、被取得企業全体ののれんとは何かであるが、フェーズ2公開草案ではこれを「個別に認識できず、また別個に認識できない資産から生じる将来の経済的便益 [FASB (2005), par.3]」であると定義するとともに、その測定については、「取得日において、被取得企業全体の公正価値が、識別可能な取得資産および引受負債の正味認識額を超過する額 [FASB (2005), par.49]」として測定するよう規定している。

このように、フェーズ2公開草案のもとでは、のれん計算の出発点は被取得企業全体の公正価値であり、これと受入純資産（取得資産および引受負債の正味認識額）との差額としてのれんを計算するのであるから、その計算において取得企業が負担したコスト（支払対価）は問題にはならず、したがって、のれんの範囲が取得企業の持分相当額に限定されることもありえないといえる。その意味で、全部のれんについては、特にその計上を意図して計算が行われるというよりも、フェーズ2公開草案におけるのれんの考え方を敷衍した結果、必然的に計算されるものであるといったほうがよいように思われる。

これに対して、SFAS141は、のれんを「被取得企業に対するコストが、取得資産および引受負債に配分された純額を超過する部分 [FASB (2001a), par.43]」と規定している。すなわち、SFAS141におけるのれんは、コスト（支払対価）が、受入純資産に配分されたコストを超過する部分であるから、のれん計算の出

発点はコスト（支払対価）にあるわけである。また、コスト（支払対価）をのれん計算の出発点にする以上、もとよりコスト（支払対価）を負担していない非支配株主持分に相当する部分がのれんとして計算される余地はなく、自動的に買入のれんしか計上されないことになる。

このように、フェーズ2公開草案におけるのれんの取扱いは、SFAS141におけるのれんの取扱いと大きく異なっているばかりではなく、この点こそが第Ⅱ節でみた基本的な考え方の相違が表面化する部分であるとみてよいように思われる。すなわち、取得原価主義に基づいてコスト（支払対価）を問題にする考え方から、コストを問題にせずに直接にのれんも含めた被取得企業全体の公正価値を認識する考え方への移行が、全部のれんの計上に直結しているからである。

以下、全部のれんの具体的な計算方法について、フェーズ2公開草案の付録Aに収録されている数値例（表現は、大幅に変更している）に基づいて述べれば、〈設例1〉のとおりである。

〈設例1 [FASB (2005), par.A63]〉

取得企業は、被取得企業の発行済株式総数の80%を160で取得して、被取得企業を子会社とした。取得日における被取得企業の識別可能純資産の公正価値は150であり、被取得企業全体の公正価値は195であった。

フェーズ2公開草案の処理による場合には、のれんは被取得企業全体の公正価値195から被取得企業の識別可能純資産（公正価値）150を控除することによって45と計算される。次に、こののれん45を取得企業と非支配株主に配分する必要がある [FASB (2005), par.58]。その理由は、のれんを配分しなければ、非支配株主持分が計算できないからである。非支配株主持分へののれんの配分額は、まず取得企業に配分されるのれんを計算し、これを全部のれん45から控除することによって求める。

取得企業に配分されるのれんは、取得企業が被取得企業に対する支配の獲得のために支払ったコスト（支払対価）である160から、被取得企業の識別可能純資産（150）に対する取得企業による取得割合である120（ $=150 \times 80\%$ ）を控除することによって40（ $=160 - 120$ ）と計算される。取得企業に配分されるのれんが40であるので、非支配株主に配分されるのれんは5（ $=45 - 40$ ）である。さらに、非支配株主持分は、識別可能純資産に対する非支配株主持分30（ $=$ 識別可能純資産 $150 \times 20\%$ ）にのれん5を加えて35と計算される。

以上の結果、フェーズ2公開草案によった場合の投資と資本の相殺消去仕訳は、次のようになる。

(借) 純資産	150	(貸) 投資有価証券	160
のれん	45	非支配株主持分	35

このように、フェーズ2公開草案の考え方のもとでは、のれんは全部のれん45として計上される。また、取得企業が被取得企業の取得のために支払ったコスト（支払対価）160は、取得企業に対するのれんの配分計算の場面⁹を別にすれば、被取得企業から受け入れる純資産額および全部のれんの計算には関係しない。

一方、SFAS141による場合には、のれんは取得企業が被取得企業の取得のために支払ったコスト（支払対価）160から被取得企業の純資産に対する取得企業持分割合部分120（ $=150 \times 80\%$ ）を控除して40（ $=160 - 120$ ）と計算され、また、非支配株主持分は、被取得企業の識別可能純資産に対する非支配株主持分割合部分30（ $=150 \times 20\%$ ）と計算される。したがって、投資と資本の相殺消去仕訳は、次のようになる。

(借) 純資産	150	(貸) 投資有価証券	160
のれん	40	非支配株主持分	30

このように、SFAS141による場合には、のれんの金額を左右するのは、取得企業が支払ったコスト（支払対価）の金額であって、被取得企業の公正価値ではない。その意味で、SFAS141ののれんは、コスト（支払対価）を配分した結果に過ぎないのであって、被取得企業全体の公正価値をベースに算定したものではないといえる。

IV 等価交換ではない企業結合の会計処理

(1) 基本的な考え方

フェーズ2公開草案とSFAS141とで会計処理が大きく異なるものには、上記の全部のれんの計上の他に、等価交換ではない企業結合（オーバー・ペイメントまたはバーゲン・パーチェス）の会計処理がある。等価交換ではない企業結合の場合には、被取得企業の純資産の認識に関する問題と、のれんの計上に関する問題とが一体となって表面化してくる。

すでに述べたように、全面公正価値評価を採用するフェーズ2公開草案によるにせよ、取得原価主義に基づくSFAS141によるにせよ、企業結合が等価交換取引として行われている場合には、全部のれんに関連する部分を除いて、両者の会計処理に実質的な違いは生じない。すなわち、等価交換取引の場合には、被取得企業の公正価値とコスト（支払対価）が一致しているために、公正価値とコスト（支払対価）のどちらに力点をおいて会計処理しても結果は同じであるからである。

この等価交換の考え方について、フェーズ2公開草案は「企業結合は、通常、

取引に精通した独立した自発的当事者間で等しい価値が交換される公正なる交換取引である [FASB (2005), par.20] として等価交換取引を前提とする考え方を示しており、その場合には、「反証のない限り、取得企業が取得日に支払った交換価格（本ステートメントでは、引き渡した支払対価という）は、被取得企業に対する取得企業の取得持分の取得日における公正価値の最善の証拠であるとみなされる [FASB (2005), par.20] としている。ただし、企業結合の中には、コスト（支払対価）がもとより存在しない¹⁰か、またはコスト（支払対価）が被取得企業の公正価値を示していない証拠が存在するものもあり、かかるケースではコスト（支払対価）にはよらずに被取得企業の公正価値を別の技法を用いて測定する必要があるとしている [FASB (2005), pars.20 and B65]。

整理すれば、ほとんどの企業結合は等価交換取引であるので、コスト（支払対価）イコール公正価値であり、したがってフェーズ2公開草案と SFAS141の考え方の違いは実際の会計処理の場面では問題にならないが、等価交換ではない取引（すなわち、コスト（支払対価）がもとより存在しないか、またはコスト（支払対価）が被取得企業の公正価値を示していない証拠が存在する取引）の場合には、当該考え方の違いが表面化するということである。

（2） オーバー・ペイメントおよびバーゲン・パーチェスの会計処理

等価交換ではない企業結合には、取得企業によるコスト（支払対価）が被取得企業の公正価値を上回るオーバー・ペイメントのケースと、逆に取得企業によるコスト（支払対価）が被取得企業の公正価値を下回るバーゲン・パーチェスの2つがありうる。これらのケースでは、コスト（支払対価）が被取得企業の公正価値を示していないことから、フェーズ2公開草案による場合には、コスト（支払対価）によらずに被取得企業の公正価値を見積もることになる。

ただし、フェーズ2公開草案は、オーバー・ペイメントおよびバーゲン・パー

チェスに対して異なった考え方を示している。

まず、オーバー・ペイメントについては、取得企業は、コスト（支払対価）が被取得企業の公正価値を上回ることを承知のうえで取引を行うことはありえないのであり、したがってかかるオーバー・ペイメント部分は取得日段階では識別不能であるという考え方を示している [FASB (2005), par.B183]。この考え方に基づいて、フェーズ2公開草案では、特段の会計処理は行わないものとし、当該オーバー・ペイメント部分については、取得後の減損認識の一環として取り扱うものとしている。フェーズ2公開草案は、これ以上のことを述べていないが、おそらく会計処理としては、オーバー・ペイメント部分を費用計上するのではなく、これをのれんの一部として認識し、しかる後にオーバー・ペイメント部分ののれんにつき減損損失を認識することになるのであろう。

一方、バーゲン・パーチェスについては、その存在を認めたいうえで、次の〈設例2〉にあるような会計処理方法を示している。

〈設例2 [FASB (2005), par.A64]〉

取得企業は、被取得企業の発行済株式総数の100%を190で取得して、被取得企業を子会社とした。取得日における被取得企業の識別可能純資産の公正価値は200であり、被取得企業全体の公正価値は225であった。

本設例では、被取得企業全体の公正価値が225であるのに対して、コスト（支払対価）が190であるので、35だけバーゲン・パーチェスとなっている。しかし、この場合であっても、フェーズ2公開草案の考え方による場合には、被取得企業全体の公正価値と識別可能純資産の公正価値との差額がのれんとして計算されるので、のれんは25（ $=225-200$ ）である。ここで計算されるのれんのことを暫定のれん（tentative goodwill）という [FASB (2005), par.A64]。

さて、問題はバーゲン・パーチェス部分の処理であるが、フェーズ2公開草案

は、バーゲン・パーチェス部分である35につき、まずは暫定のれんをゼロになるまで減額し、しかる後に残存する部分を損益（収益）として認識するものとして
 いる [FASB (2005), par.61]。したがって、本設例の場合には、バーゲン・パー
 チェス部分35につき、まずは暫定のれん25をゼロまで減額し、しかる後に残る10
 を収益として認識することになる。投資と資本の相殺消去仕訳を示せば、次のと
 おりである。

(借) 純資産	200	(貸) 投資有価証券	190
		企業結合に伴う収益	10

上記の会計処理は、SFAS141のようにコスト（支払対価）に力点をおく考え
 方によるものではないが、さればとってフェーズ2公開草案の基本的な考え方
 によっているともいえない。すなわち、フェーズ2公開草案の考え方による場合
 には、被取得企業全体の公正価値が反映されなければならないので、次の仕訳が
 行われてしかるべきであると考えられる。

(借) 純資産	200	(貸) 投資有価証券	190
のれん	25	企業結合に伴う収益	35

このような処理をせずに、暫定のれんの金額をゼロまで減額する理由について、
 フェーズ2公開草案は、バーゲン・パーチェスである企業結合において行われる
 可能性のある収益認識に対して一定の歯止めをかけるためであるとしている
 [FASB (2005), par.B170]。ここで前提となる考え方は、フェーズ2公開草案の
 考え方に従って被取得企業の公正価値を正しく見積もっている限りバーゲン・パー
 チェスは原則としてありえないのであるが、それでもバーゲン・パーチェスが存

在する理由は、被取得企業の公正価値またはコスト（支払対価）の公正価値に見積り上の誤りがあるからであるとするものである。しかし、被取得企業全体およびコスト（支払対価）の公正価値を再確認してもなお測定誤差が生じる場合には、当該差額の全額を収益として認識するのは好ましくなく、したがって識別できない公正価値を意味する暫定のれんからの減額を行うことによって、結果的に収益認識の範囲を制限しようということである [FASB (2005), pars.B172-182]。

このように、バーゲン・パーチェス部分を暫定のれんの減額という形で会計処理に反映させる理由が収益認識範囲の制限という点にあるとすれば、フェーズ2公開草案の会計処理が、その基本的な考え方と相容れないという評価はあてはまらず、むしろ会計基準が選択した現実的な解決策とみたほうがよいように思われる。

事実、SFAS141におけるバーゲン・パーチェスの会計処理と比較すれば、上記の会計処理がフェーズ2公開草案の考え方に基づいたものであることが理解できる。

すなわち、SFAS141による場合には、2段階のプロセスを踏む必要がある。まずは、コスト（支払対価）と受入純資産の差額としてのれんを計算する第1段階のプロセスであるが、本設例の場合には、コスト（支払対価）が受入純資産を下回っているため、もとよりのれんは計算されない。すると次は、コスト（支払対価）の金額で識別可能純資産を評価する第2段階のプロセスになるが、これについては、コスト（支払対価）が受入純資産を超過する部分は、(a) 持分法適用対象以外の金融資産、(b) 処分予定の資産、(c) 繰延税金資産、(d) 年金その他退職給付に関連する前払費用および (e) 流動資産を除く取得資産から按分控除する [FASB (2001a), par.44] という規定にもとづいて、当該超過額を取得資産の金額から控除することになる。本設例では、取得資産の内訳は特に示していないので、仮に土地を減額するとすれば、次の仕訳が行われることになろう。

（借） 純資産	200	（貸） 投資有価証券	190
		土地	10

かかる SFAS141の会計処理には、あくまでも取得企業によるコスト（支払対価）の金額を重視する取得原価主義の考え方が貫かれているとみてよいものと思われる。すなわち、バーゲン・パーチェス部分を一部の識別可能純資産の公正価値から按分控除するという、実務的に煩雑な会計処理を選択してまでも、取得原価主義の考え方を SFAS141は貫いたということである¹¹。

これに対してフェーズ2公開草案は、暫定のれんからの減額部分を除いて、被取得企業の公正価値を認識し、かかる公正価値がコスト（支払対価）を上回る部分についてはこれを収益として認識することによって、フェーズ2公開草案の基本的な考え方を敷衍しているとみることができる。

V その他の会計処理等

フェーズ2公開草案は、上記のポイント以外にも、いくつかの重要な改訂を提案している。これらは、すべてフェーズ2公開草案の基本的な考え方である全面公正価値評価への移行に伴うものであると考えられる。これらを簡潔にまとめれば、次のとおりである。

（1）パーチェス法から取得法への名称変更

フェーズ2公開草案の基本的な考え方を象徴する部分であると思われる。すなわち、フェーズ2公開草案は、企業結合を取得企業による被取得企業の購入として会計処理するのではなく、被取得企業全体の公正価値を認識する方法で会計処理するよう規定しているのであるから、その会計処理の名称も、被取得企業によ

る購入、すなわち対価の支払を強調する「パーチェス法」では不都合であり、より広い一般的な用語である「取得法」に変更する必要があると考えられる [FASB (2005), par.B31]。

(2) 企業結合関連コストの費用処理

デュー・デリジェンスに要するコストをはじめとする企業結合関連コストについては、これを企業結合会計とは切り離して費用処理することとしている [FASB (2005), par.27]。その理由は明確であり、すなわち、企業結合関連コストは、取得企業側がこれを負担するにせよ、被取得企業側がこれを負担するにせよ、継続企業としての被取得企業全体の公正価値とは無関係であるからである。この点は、SFAS141が、取得企業が被取得企業の取得のためにいくらのコスト（支払対価）を支払ったのかを問題にしているために企業結合関連コストを支払対価に含めていた [FASB (2001a), par.24] のと極めて対照的である。

(3) 被取得企業が有する偶発事象の認識¹²

フェーズ2公開草案は、偶発事象も含めた被取得企業全体の公正価値を認識することを求めている [FASB (2005), par.35]。フェーズ2公開草案の基本的な考え方は、取得日段階において被取得企業全体の公正価値を認識することにあるわけであるから、概念フレームワーク5号の認識規準を満たす偶発事象についても、これを当然に資産または負債として認識しなければならないことになる。この点につき、SFAS141は、取得原価の配分にあたり、必ずしも取得日段階でこれを認識することを求めていなかった [FASB (2001a), par.40]。

(4) 全面時価評価法への一本化¹³

フェーズ2公開草案は、全面時価評価法という用語を用いてはいないが、「新

たに取得された事業にかかる資産または負債につき、これをその取得日における公正価値および被取得企業における取得原価または帳簿価額とが混合した金額で報告しても何ら有用な目的にそぐわない [FASB (2005), par.B21]」として、全面時価評価法への一本化を提案している。この提案の考え方も、被取得企業全体の公正価値を企業結合の会計処理に反映させるというフェーズ2公開草案の基本的な考え方に従うものであると理解できよう。

（5） 段階取得に係る会計処理

フェーズ2公開草案の基本的な考え方は、段階取得の企業結合にも適用される。段階取得の企業結合とは、取得企業が数段階にわたって被取得企業株式を取得した結果として支配を獲得する企業結合であり、わが国の連結財務諸表原則の用語でいえば、「子会社株式の追加取得」がこれにあたる。段階取得においては、連結財務諸表上、取得企業による追加取得割合分だけ非支配株主持分が減少するが、従来の会計基準のもとでは、かかる非支配株主持分の減少額が、追加取得直前の非支配株主持分の連結上の帳簿価額で認識されていた。フェーズ2公開草案はこれを変更し、追加取得に伴って減少する非支配株主持分を追加取得日における公正価値で再測定し、かかる再測定に伴って生じる差額を損益として認識するよう規定している [FASB (2006), par.56]。この会計処理の目的は、非支配株主持分を公正価値評価することを通じて、追加取得日段階の被取得企業の公正価値を連結財務諸表上に反映させることにあると思われる¹⁴。

（6） 研究開発関連の資産および負債の認識

研究開発関連の資産および負債も、取得日における公正価値で認識しなければならない。この点はSFAS141と異なるものではないし、フェーズ2公開草案の基本的な考え方に照らしても特筆すべき点ではないが、既存のFIN4号が、他に

代替使用可能性が存在しない研究開発関連資産および負債を費用処理することを規定していた [FASB (1975), par.5] ことに対する改訂案としてこの点が明記されている [FASB (2005), B142]。

VI お わ り に

以上述べたように、企業結合会計基準に関して持分プーリング法廃止後に行われた議論においては、パーチェス法の適用指針を整備することに一つの焦点が合わされた。その成果として公表されたフェーズ2公開草案では、結果的にパーチェス法、ひいては企業結合会計の基本的な考え方を根本から変更することが提案された。繰り返しになるが、コスト（支払対価）の額で被取得企業を評価する取得原価主義に基づく会計処理方法（パーチェス法）から、コスト（支払対価）を問題にはせずに、被取得企業全体の公正価値を認識する会計処理方法（取得法）への変更である。企業結合会計をめぐる過去の議論の中では、持分プーリング法を制限するための議論はさまざまな形で行われてきたものの、パーチェス法の考え方に対する議論は一貫しており、たとえば1950年に公表されたアメリカで最初の企業結合会計基準である ARB40でも、1963年に持分プーリング法廃止を提唱した ARS5でも、その考え方は取得原価主義に基づいて企業結合を会計処理するというものであった [AIA (1950), par.4] [Wyatt (1963), p.105]。

フェーズ2公開草案が企業結合会計の考え方についてかかる大幅な変更を行った理由は、どこにあるのであろうか。実は、このもっとも重要な点が、フェーズ2公開草案では、あまり明らかにされていない。会計情報の首尾一貫性、理解可能性および有用性が改善されるといった一般的な概念が示されている程度である [FASB (2005), par.B21]。そこで、具体的な理由または背景については、現段階では推測による他ないのであるが、持分プーリング法廃止後に行われた他の議

論をあわせて考えてみると、おおよその方向性は浮かびあがってくる。

持分プーリング法廃止後に行われた議論には、パーチェス法の適用指針を設定するためのフェーズ2公開草案における議論のほかに、無形資産ディスクロージャー・プロジェクトにおける議論およびフレッシュ・スタート法に関する議論その他の議論がある¹⁵。

無形資産ディスクロージャー・プロジェクト¹⁶は、2001年に開始されたプロジェクトであり、その目的は、自己創設無形資産をはじめとする現行 SFAS141および SFAS142 [FASB (2001b)] では認識または開示がなされていない無形資産に関するディスクロージャーを改善させることにあった [FASB (2001c), p.1]。本プロジェクトは、文字通りディスクロージャーに焦点を合わせるものではあるが、最終的な目標として、自己創設無形資産を財務諸表上に計上することも視野に入っていたという [FASB (2001c), p.1]。自己創設無形資産のオン・バランス化は、企業結合会計の範囲を超えた議論ではあるが、当該プロジェクトにおいて無形資産の認識範囲を拡大する考え方がとられていたことが、フェーズ2公開草案における議論に影響を与えたであろうことは想像に難くない。すなわち、取得原価主義の範囲内で無形資産をはじめとする資産および負債を認識するのではなく、被取得企業全体の公正価値を認識する一貫として、無形資産についてもこれを広く認識する道を開いたということである。

フレッシュ・スタート法に関する議論は、[Wyatt (1963), p.107-108] が持分プーリング法の代替案としてフレッシュ・スタート法の一つである公正価値プーリング法を提唱して以来、基準化はされていないものの、企業結合会計を巡る議論のなかでしばしばとりあげられてきたし、SFAS141でも、今後の課題として一部の企業結合に対するフレッシュ・スタート法適用の可能性を検討する用意がある旨が示されていた [FASB (2001a), par.B32]。フレッシュ・スタート法は、パーチェス法（取得法）の問題ではなく、持分プーリング法の代替法として検討

されてきたばかりではなく、結合当事会社すべての資産および負債を公正価値評価する方法であることから、これを直ちに実行に移すことは難しいであろう。しかし、そこでの主たる論点も、無形資産ディスクロージャー・プロジェクトにおけるのと同様に、資産および負債の認識問題および取得原価主義との整合性問題にあるものと思われる。その意味で、フレッシュ・スタート法に関する議論がフェーズ2公開草案における公正価値評価の議論に無関係であったとは思われない[Mard et. al. [2002], pp.119-120]。

いずれにせよ、持分プーリング法廃止後の企業結合会計基準をめぐる主たる論点は、資産および負債の認識範囲の問題にあり、そこでは取得原価主義に基づかない公正価値評価へのシフトが前提にされているように思われる。資産および負債の認識範囲の問題について、今後は、無形資産の認識問題がとりわけ重要になってくるものと思われる¹⁷。無形資産の認識問題については、次号で詳しく検討することにした。

[付記]

本稿は、平成18年度久留米大学ビジネス研究所・プロジェクト研究助成（代表・石内孔治）の研究助成を受けた研究成果の一部である。

(注)

- 1 カナダ基準も2001年に持分プーリング法を廃止している（*CICA Handbook, Sections 1581*）。
- 2 もっとも、周知のようにわが国の会計基準は、持分プーリング法の適用を許容している（「企業結合に係る会計基準」第三、3）。
- 3 たとえば、（1）パーチェス法への一本化によって経営者は持分プーリング法選択の可能性を探ったり、持分プーリング法適用のための追加的コストを支払ったりする必要がなくなるばかりではなく、情報利用者もパーチェス法と持分プーリング法による影響額の分析調整をする必要がなくなり、さらにはパーチェス法一本化に

伴うのれんの会計処理の減損認識方式への移行によって、損益操作の余地がなくなり透明性が高まるといったように、パーチェス法への一本化を積極的に支持する研究 [Stephen, R. et. al. (2001), pp.32-38]、(2) 持分プーリング法を適用するためには、当該企業結合を持分プーリング法適用規準に合わせるための追加的なコストが必要であるが、かかる追加的なコストが結局は持分プーリング法適用のメリットを減殺するために、持分プーリング法適用のメリットはあまり得られず株価にも影響が及ばないという研究 [Hopkins, et. al. (2000), pp.261-262]、および(3) アナリストはのれんの償却費または減損損失を無視しているために、多額ののれん償却費計上または減損損失計上が公表されても株価には影響が及んでない、すなわちパーチェス法により多額ののれん償却費負担または減損損失計上を行っても、持分プーリング法によりこれを回避しても株価に与える影響は変わらないとする研究 [Stephen (2002), Mard, et. al. [2002], p.12] など、積極的か消極的かは別にしてパーチェス法を支持する見解が相次いで示された。

- 4 ここで acquirer または acquiree という用語に相当するものとして、従来は acquiring company または acquired company などの用語が使用されていた。[FASB (2005)] は、その適用範囲に信用組合などの一般企業とは異なる事業体も含めるために、単に acquirer または acquiree という用語を用いているようである。しかし、本稿ではこの点を考慮せずに、acquirer または acquiree を「取得企業」または「被取得企業」と訳出している。
- 5 ただし、次の項目については、取得日における公正価値ではなく、それぞれに適用される GAAP にもとづく評価額で計上することとしている。①処分予定で保有する長期性資産（または処分予定の資産グループ）、②繰延税金資産および負債、③被取得企業の退職給付契約に関連する特定の資産および負債、④被取得企業がオペレーティングリースのレシーである場合の当該リース契約。
- 6 貸方の評価差額については、「購入差益」として損益計上する考え方または「評価差額金」としてその他包括利益もしくは純資産の評価差額等に計上する考え方などがとりうるが、この点は本稿の目的外であるので、仕訳上は単に評価差額としている。
- 7 SFAS141は、新株を支払対価として交付するケースなどのように、コスト（支払対価）の公正価値を容易に決定できないケースについては、「支払対価の公正価値または資産（もしくは純資産）の公正価値のうち、いずれか容易に確かめられ、したがってより信頼性を持って測定可能な方」の金額をもって取得原価を決定するものとしている [FASB (2001a), par.6]。
- 8 IASB のフェーズ 2 公開草案では、背景説明および代替案の箇所がこの用語が用いられている [IASB (2005), pars.BC135, BC138, BC140, BC145, AV2, AV3, AV7, AV10]。
- 9 ところで、フェーズ 2 公開草案では、コスト（支払対価）を問題にせずに、被取

得企業の公正価値（全部のれんを含む）を認識しようとしているのに、なぜのれんの配分計算の場面では、コスト（支払対価）を問題にするのであろうか。すなわち、被取得企業全体の公正価値に占める取得企業持分は、156（ $=195 \times 80\%$ ）であり、また被取得企業の識別可能純資産に占める取得企業持分割合相当部分は120（ $=150 \times 80\%$ ）であるから、両者の差額として取得企業に配分されるのれんを36（ $=156 - 120$ ）と計算してもよさそうなものである。仮にそうだとすれば、非支配株主に配分されるのれんは9（ $=45 - 36$ ）ということになり、非支配株主持分は、39（ $=150 \times 20\% + 9$ ）になる。この点について、フェーズ2公開草案は明確なことを述べていない。卑見によれば、のれんの配分の場面でコスト（支払対価）を問題にするのは、支配プレミアムを計算するためではないかと考えられる。すなわち、被取得企業に対する持分取得にあたっては、子会社として支配するためのプレミアムの支払いが求められると考えられるのであり、いいかえれば、親会社となる取得企業と、支配を獲得しない非支配株主とでは、持分取得のための支払額（一株あたりの取得原価）は異なるはずである。そう考えれば、被取得企業全体の公正価値を単純に持分割合に応じて配分してしまうと、取得企業が支払ったはずの支配プレミアムが配分額に反映されないことになる。したがって、のれんの配分にあたっては、取得企業のコスト（支払対価）を計算の出発点に据えて、支配プレミアムを反映させた配分計算を行おうとしているものと考えられる。

- 10 相互会社間で行われる企業結合等においては、契約関係のみで結合が行われるなどコスト（支払対価）が存在しないケースがあるという [FASB (2005), par.53]。
- 11 バーゲン・パーチェス部分については、識別可能純資産の公正価値から按分控除する方法とは別に、当該部分を負のれんとして負債（繰延収益）として計上したうえで、これを一定期間にわたって償却（収益に計上）する方法がありうる。後者の方法によった方が、実務上簡便であるし、もとより識別可能純資産の金額をその公正価値で資産または負債に計上できるというメリットがある。事実、旧 IAS22号（1998年改訂）はこの方式を採用していた [IASB (1998), par.59] し、わが国現行基準もこの方法によっている（「企業結合に係る会計基準」第三、2、（3））。アメリカ基準では、SFAS141の前身である APB オピニオン16号から按分控除方式となっている [AICPA (1970), par.91]。
- 12 ここにいう偶発事象とは、被取得企業が有する偶発資産および偶発負債のことであって、取得企業が支払うコスト（支払対価）に含まれる偶発事象（たとえば、企業結合後の業績に応じて追加的に対価を支払う契約など）のことではない。
- 13 投資と資本の相殺消去仕訳における被取得企業純資産の評価替えに関するものである。フェーズ2公開草案は、従来の考え方とは大幅に異なる考え方にたっているため、ここで既存の用語である「全面時価評価法」を用いるのは不適切であるかもしれないが、本稿では、一部の項目のみを公正価値評価する処理との対比を明確にするためにこの用語を用いている。

- 14 非支配株主持分を公正価値評価するということは、それに伴って当然に連結財務諸表上で資産および負債が公正価値評価されることになる。このように資産および負債を公正価値評価することが、フェーズ2公開草案の基本的な考え方を段階取得の企業結合に適用することを意味する。
- 15 その他の議論には、FASBの公正価値測定プロジェクト（2006年9月公表のSFAS157）およびこれに関連する概念フレームワーク・プロジェクトなど資産評価および収益認識に関する一連のプロジェクトがある。これらのプロジェクトの全体的な成果は現段階では公表されていないが、方向性としては、取得原価－実現主義を基底におく会計から、公正価値－包括利益を基底におく会計へのシフトであると思われる。
- 16 ただし、本プロジェクトは、2004年1月に中止され審議議題から外されているという [FASB [2004], p.1]。
- 17 SFAS141およびSFAS142の公表後（持分プーリング法廃止後）にも、引き続き無形資産の認識問題を取り上げる必要があることがFASBにおいて共通認識になっている [Mard et. al. [2002], pp.113-117] が、フェーズ2公開草案では、この問題が手付かずのままになっている。

[引用文献]

- AIA [1950] *Accounting Research Bulletins No.40 : Business Combinations*, AIA.
- AICPA [1970] *APB opinion No.16 : Business Combinations*, AICPA.
- FASB [1975] *FASB Interpretation No.4 : Applicability of FASB Statement No.2 to Business Combinations Accounted for by Purchase Method*, FASB.
- FASB [2001a] *Statements of Financial Accounting Standards No.141 : Business Combinations*, FASB.
- FASB [2001b] *Statements of Financial Accounting Standards No.142 : Goodwill and Other Intangible Assets*, FASB.
- FASB [2001c] *Proposal for a New Agenda Project : Disclosure of Information about Intangible Assets not Recognized in Financial Statements*, FASB.
- FASB [2004] *Project Updates : Disclosure about Intangibles Assets*, FASB.
- FASB [2005] *Exposure Draft, Proposed Statement of Financial Accounting Standards, Business Combinations, a Replacement of FASB Statement No.141*, FASB.
- FASB・IASB [2006a] *Project Updates : Business Combinations: Applying the Acquisition Method-Joint Project of the IASB and FASB*, FASB・IASB.

- FASB・IASB [2006b] *Information for Observers*, 24 October, FASB・IASB.
- Hopkins, et. al. [2000] “Purchase, Pooling, and Equity Analysts’ Valuation Judgments,” *The Accounting Review*, Vol.75, No.3.
- IASB [2004a] *IFRS3: Business Combinations*, IASB.
- IASB [2004b] *Project Updates: Business Combinations (Phase II)-Application of the Purchase Method*, IASB.
- IASB [2005] *Exposure Draft of Proposed Amendment to IFRS3 Business Combinations*, IASB.
- IASC [1998] *International Accounting Standard No.22(1998revised): Business Combinations*, IASC.
- Johnson, L.T. and B.D. Yokley [1997] *FASB Special Report, Issues Associated with the FASB Project on Business Combinations*, FASB.
- Mard, M.J. et. al. [2002] *Valuation for Financial Reporting—Intangible Assets, Goodwill, and Impairment Analysis, SFAS141 and 142*, Wiley.
- Stephen, T. [2002] *AOL: You’ve Got Impairment*, CFO.com(January 8,2002).
- Stephen, R. et. al. [2001] “Say Good-Bye to Pooling and Goodwill Amortization,” *The Journal of Accountancy*, Vol.192, No.3.
- Wyatt A.R. [1963] *ARS5: A Critical Study of Accounting for Business Combinations*, AICPA.